

第5章 計画の推進に向けて

- 1 《実行性の確保策1》「共有・共感」の環境づくり
- 2 《実行性の確保策2》庁内各組織の責任の明確化

章 番 号	概 要
第1章 (現状と課題及び解決策)	第2期計画期間における実績を踏まえた現状と今後の課題及び解決策を整理する。
第2章 (目的、目標、基本方針)	本計画の目的、目標及び基本方針を整理するとともに、計画期間と対象施設を示す。
第3章 (事業計画立案の考え方)	事業計画立案の方針に基づく、公共建築物の竣工から再整備までの基本的な改修等の考え方を示す。
第4章 (事業計画)	具体的な各施設の事業計画(ロードマップ)を示す。
第5章 (実行性の確保策)	本計画の実行性を確保するために求められることや、今後取り組んでいく内容について示す。

第5章

計画の推進に向けて

公共建築物の老朽化対策として、既存施設の建替えや改修、複合化や機能停止による施設の統廃合などを実施する際には、現在稼働している施設の利用制限が生じることがあり、利用者である市民の理解を得ることは必要不可欠です。

更に、市民ニーズの変化や開発による「まちの姿」の変化などの市だけでは決めることができない要素もあり、これらの変化が生じた場合には柔軟に計画を見直さなければなりません。

このことから、「公共施設等の再生」は市と市民が協力して実現していくものであり、本市では、平成26(2014)年6月に制定した「習志野市公共施設等再生基本条例」の中で市と市民の責務について以下の様に規定しています。

【習志野市公共施設等再生基本条例（一部用語の補足説明を加筆して抜粋）】

市の責務について

- ・市は、公共施設等再生事業（公共施設等の建替え、統廃合、長寿命化及び老朽化対策改修の計画的な取組をいう。以下同じ。）を推進するに当たっては、市民の理解と協力を求めるとともに、公共施設等に関する情報をわかりやすく周知するものとする。（第4条第4項）
- ・市は、公共施設等再生事業を推進するに当たっては、公共施設等の再生に関する理解を深めることを通じて公共の福祉の増進に寄与し、効率的な再生事業に積極的に参画及び協力するよう、関係団体及び事業者に対して求めるものとする。（第4条第5項）

市民の責務について

- ・市民は、次世代の負担を軽減するため、公共施設等の再生並びに管理運営及び維持保全に必要な現在及び将来の財政負担に関する理解を深め、より良い資産を次世代に引き継ぐよう努めるものとする。（第5条第1項）

本章では、特に市の責務について明確にしておき、これを実現していくことで、ひいては市民の責務を果たせるようにし、本計画の実行性を確保できるようにしていきます。

5.1 《実行性の確保策Ⅰ》「共有・共感」の環境づくり

第Ⅰ章でも触れたとおり、公共施設を建設した当時と比べて社会環境や財政状況が大きく変化している現状の中で、本計画の目的を達成するためには、建設した当時と同等に改修していくことは困難です。

そのため、市だけではなく施設を実際に利用する市民と協力してよりよいものを考えていく必要があります。そのためには、「市の現状についての情報共有」と「市のあり方についての共感」が必要不可欠です。また、「共有」についても、「感情の共有」なのか「情報の共有」なのかによってアプローチは異なります。

これは、事業実施段階だけでなく、計画を見直す段階でも必要な要素であることから、この取り組みは常日頃から行われていなければ意味がありません。

そのため、「共感」のために「共有」が必要な情報は何で、どの様になればよいのかとすることを整理します。

(1) 「共感」とは

本計画において「共感」を以下の様に定義します。

【「共感」の定義】

他者の意見や感情などについて、自分のこととして理解すること

ポイント

- ・「自分のこととして理解する」ということは、自らの意見とは異なるものも含む。
→ 「まちの姿」や施設の今後のあり方などについては、様々な考え方があり、それらの意見を認識するということも「共感」の重要な要素となる。
- ・「共感できない」理由や背景は人によって異なるが、「情報や感情の共有」が足りていないことが要因として考えられる。

次頁以降で、この「共感」のために必要なことについて触れていきます。

(2) 「共感」のための「共有」

「共感できない」場合、以下の様に理由や背景は人によって異なりますが、それらの要因としては「情報や感情の共有が足りていない」ことが共通していると考えられます。

このことから、「共感」につながる状態にしていくため「情報や感情の共有」ができる環境を整えていく必要があります(図表5-1参照)。

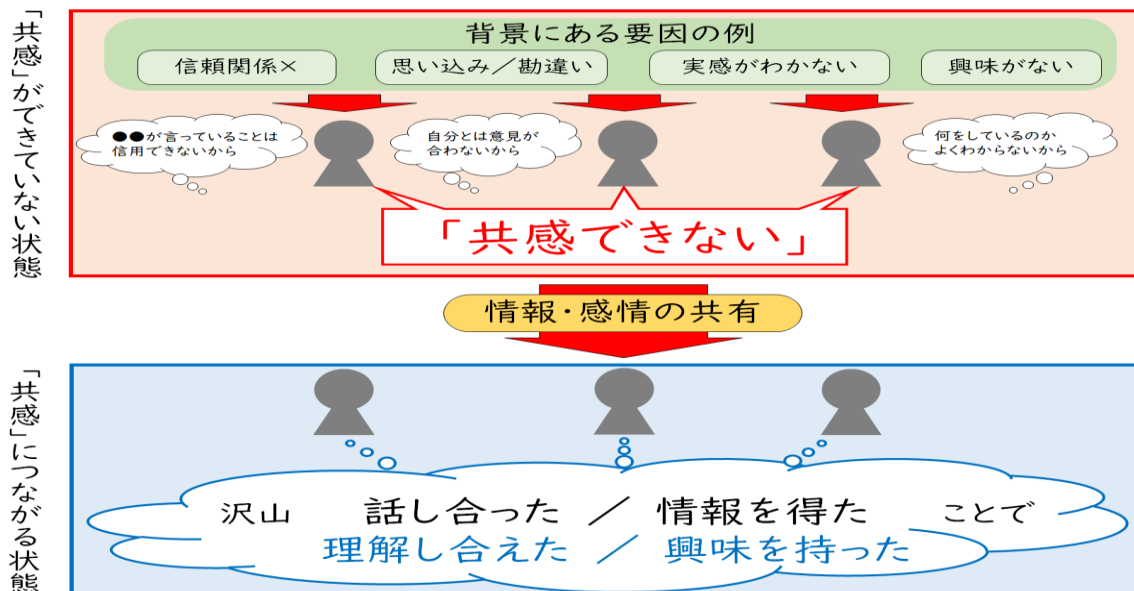
「共感できない」理由や背景の例	考えられる要因
理由：特定の人(組織)の情報が信用できない 背景：信頼関係が構築されていない	・コミュニケーションの不足により、信頼関係が構築されないことや、思い込み／勘違いが生じる。
理由：思い込み／勘違い 背景：正しい情報が伝わっていない(信頼関係が構築されていない)	・伝える情報の要素や手段が不足していることで、適切な情報が伝わらず思い込み／勘違いが生じたり、
理由：実感・興味が持てない 背景：自身が置かれている環境とはかけ離れた話	実感・興味が持てなくなる。



【「共感」のための方法】

・「情報や感情」を適切に「共有」できる環境を整える

図表5-1 「共感」ができていない状態と「共感」につながる状態



(3) 「共有」するための要素と手段

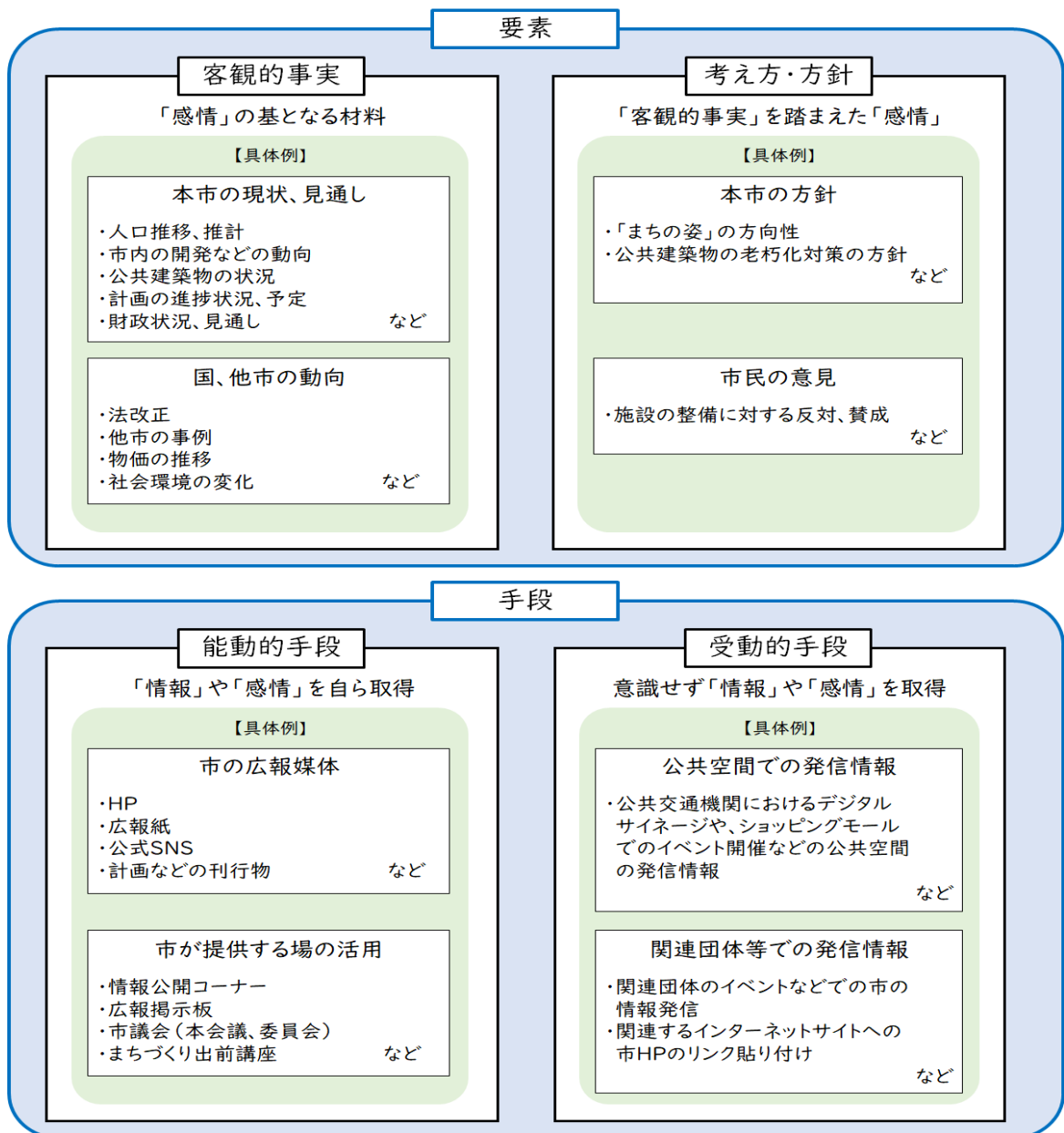
「共感」のための「共有」に関するポイントを以下の様に整理しました。

【「共感」のための「共有」に関するポイント】

- ・本計画の目的を達成するため、市と市民が「共感」しながら適切な公共建築物の老朽化対策を実行するため、常日頃から「感情や情報」を「共有」できるようにするための要素や手段を充実させる。

上記のポイントに基づき、要素や手段に求められることを挙げると図表5-1のようになります。

図表5-1 「共有」のための要素・手段に求められること



(4) 具体的な取り組み

「共感」のための「共有」に必要な要素・手段を実現するための取り組みは以下のとおりです。

① 要素の強化

本市の状況に関する情報の拡充

- ・各施設の劣化状況を共有するため、施設カルテなどに劣化が進行している箇所の写真、改修履歴などを添えて各公共建築物の情報の拡充を図ります。

本市以外の状況に関する情報の拡充

- ・「公共施設等の再生」に関わる国の法改正や、他の地方自治体における事例、社会環境の変化などの動向に関する情報を随時発信します。

例)・法改正の内容の紹介と再生計画に与える影響

- ・他の地方自治体の取り組み事例の紹介と本市が採用した場合の効果

② 手段の強化

市の広報媒体の強化

- ・市民意識調査などの結果から、情報の共有が図れていない市民の属性と、その要因を把握し、既存の広報媒体の更なる活用や新たな広報媒体を取り入れます。

例)・再生計画の進捗とその要因に関する定期的な広報誌への掲載

- ・再生計画の考え方、進捗状況などを開設した動画の定期的な配信

場の強化

- ・「まちづくり出前講座」などの市民からの要望があった際に随時開催する場に加え、市が主体的かつ定期的に情報を共有できる場を設けます。
- ・また、その様な場を設けている旨について、市の広報媒体などを活用して周知します。

例)・まちづくり会議において再生計画の進捗と要因を定期的に報告

- ・職員、市民を対象とした研修、ワークショップの定期的な開催(動画配信含む)

5.2 《実行性の確保策2》 庁内各組織の責任の明確化

市と市民の「感情や情報」の共有・共感だけではなく、公共建築物の老朽化対策には円滑な事業の実施や計画の見直しを実現するためには、庁内の各組織が自らの責任をしっかりと意識し、先を見据えて行動していかなければなりません。

そのため、各施設を所管する課（以降「各施設所管課」と言います。）※に加え、本計画を所管している資産管理課、公共建築物の改修を総括する施設再生課及び当該2課を総括する資産管理室の責任について明確にし、いつまでに何をどの様に実行していくのか、ということを具体的に定める必要があります。

※ 本計画において「各施設所管課」とは、「習志野市行政組織規則」及び「習志野市教育委員会行政組織規則」などにより、事務分掌として施設の建築、維持管理及び運営等に関することを定められている課（同規則において出先機関を所管することを定められている課も含む）とします。

例. 市庁舎 ・施設所管課：契約検査課
 ・事務分掌：庁舎及び庁舎附帯施設の管理及び保全に関すること。
学校施設 ・施設所管課：教育総務課
 ・事務分掌：学校施設の建設及び維持管理に関すること。

(1) 各組織の「責任」

① 各施設所管課の責任

「公共施設等の再生」の取り組みを行う上では、各施設所管課は単に「現存する施設を維持管理する」だけではなく、「各課が提供すべきサービスを実現できる施設となる様に老朽化対策を実施していく」ということを意識しなければいけません。

このことから、各施設所管課が果たすべき責任は以下ようになります。

【各施設所管課が果たすべき責任】

提供するサービスを実現できる施設となる様に老朽化対策を行う

事業実施段階

- ・市民ニーズや社会環境の変化などを踏まえたサービスの提供を実現するために必要な事業を実施する。

計画の見直し段階

- ・所管する施設の今後のあり方を考慮し、計画の見直しの必要性を検討。

随時

- ・「あり方検討」実施時期に関わらず、所管する施設の今後のあり方を検討するための「情報・感情」の共有・共感の取り組みを実施する。

② 資産管理室の責任

本市における資産管理室の事務分掌のうち「公共施設等の再生」に関わるものを以下に示しておりますが、資産管理室は本市における「公共施設等の再生」の取り組みを主導的に進めていく立場であることが明記されています。

【資産管理室、資産管理課、施設再生課の事務分掌】

（「公共施設等の再生」に関するもののみ抜粋）

資産管理室
施設の建築と保全に当たっての総合調整を図るため、資産管理課及び施設再生課を統括する。
資産管理課
・公共施設の再生に係る計画に関すること。 ・公共施設の状況調査に関すること。
施設再生課
・公共建築物の保全の総括に関すること。 ・公共建築物の建築工事の設計及び監理に関すること。 ・公共建築物の建築設備工事の設計及び監理に関すること。 ・公共建築物の維持修繕に関すること。 ・公共建築物の定期点検等に関すること。 ・公共建築物の工事に係る予算の事前調整に関すること。

このことから、資産管理室及び資産管理室に所属する資産管理課並びに施設再生課が果たすべき具体的な責任は次頁のようになります。

【資産管理室全体としての責任】

公共建築物の老朽化対策を主導的に進めていく

(資産管理課の責任)

事業実施段階

- ・施設所管課が実施する事業について、施設の現状、財政状況、社会環境の変化などの本市をとりまく状況を考慮し、本計画への影響を検証。
- ・必要に応じて、事業手法や実施時期について、各施設所管課及び施設再生課との調整やアドバイスなどを行う。

計画の見直し段階

- ・必要な計画の見直しを実施するため、各施設所管課とヒアリングを実施。
- ・ヒアリング結果、見直し時期における本市をとりまく状況や今後の各施設のあり方等を考慮し、必要に応じて各施設所管課及び施設再生課と調整の上、計画の見直しを実施する。

随時

- ・国や他の地方自治体、その他の団体等の動向の把握や事例研究をし、庁内外へ情報共有を図る。
- ・再生計画の進捗管理を行い、庁内外へ情報共有を図る。
- ・事業手法などに関する施設所管課からの相談に対するアドバイスの実施。

(施設再生課の責任)

事業実施段階

- ・施設所管課が実施する事業手法の調整
- ・施設所管課及び事業委託先業者間の調整

計画の見直し段階

- ・施設所管課及び資産管理課と調整の上、必要な計画の見直しを実施。

随時

- ・突発的に生じた施設の不具合について、施設所管課と調整し修繕を実施。
- ・各施設の状況を把握するため、法定点検の実施や技術職員による老朽化診断等を適宜実施。

(2) 具体的な取り組み

各施設所管課及び資産管理室におけるそれぞれの責任を果たすため、以下の取り組みを実施します。

① 各施設所管課の取り組み

施設のあり方に関する検討

- ・「あり方検討」を実施する時期に関わらず、日頃から施設利用者のニーズの把握や、所管する施設が提供するサービスのあり方について民間移譲や民間活力の導入などを含めた事例研究を行い検討する。

市民との「共有・共感の環境づくり」の取り組み

- ・所管する施設における「共有・共感の環境づくり」の取り組みを実施する。

資産管理室との情報共有

- ・各施設所管課における取り組み内容について、現状と課題及び今後の方向性を資産管理室に報告し、必要に応じて助言を受け、取り組みを着実に進める。

② 資産管理室の取り組み

「公共施設等の再生」に関する取り組みの情報共有の仕組みづくり

- ・「公共施設等の再生」の取り組み内容について、庁内及び庁外へ情報共有する仕組みを早期に構築する。

事務フローの明確化

- ・予算編成、予算執行、計画策定や見直し時及びその他平時において、各課が対応の漏れや遅れを生じない様にするため、タイムスケジュール及び必要となる手続き等について標準的な事務フローを作成し庁内で共有する。

各施設所管課における取り組みの進捗管理、情報共有

- ・各施設所管課における「公共施設等の再生」に関する取り組みについて、資産管理室で進捗を管理し、必要に応じて指導、助言を行う。
- ・また、当該進捗について庁内及び庁外へ展開し、現状や課題及び今後の取り組みの方向性について共有を図る。

「公共施設等の再生」に関する研究

- ・「公共施設等の再生」の取り組みに関する国の方針や他の地方自治体の取り組み事例を研究し、庁内及び庁外へ展開・共有する。

（研究内容の例）

市民協働、官民連携（産学官連携を含む）、公共交通との連携及び広域連携などの庁外組織との連携による「公共施設等の再生」の可能性

職員研修の定期的な開催

- ・全庁的な取り組みである「公共施設等の再生」に関する本市の基本的な考え方や、それに基づく本計画の立ち位置、目的などについて庁内で共有するため、定期的な職員研修を開催する。
- ・その際、講義形式だけでなく、グループワークなどを交え、利用者である市民にとって何が本当に必要なのか、理想の姿と現状との差異はあるのか、差異があるとしたら何をどうすればよいのか、など、各施設所管課が主体的に考え、行動するための土台となるものとする。
- ・また、研修の結果については庁内だけでなく市民にも共有する。

市民との共有・共感のための取り組み

- ・「公共施設等の再生」のための共有・共感の環境づくりの取り組みを主導して進める。
- ・また、各施設所管課における同取り組みについて、必要な助言を行う。

施設の改修に関する事項の総括

- ・各施設の改修等に関する予算要求の際には、事前に資産管理室において各施設所管課と協議し、今後の施設のあり方を踏まえた上で、施設の劣化状況、改修の必要性、改修方法などを総合的に判断し、資産管理室が要求内容を総括する。

（総括する内容例）

- ・今後の施設のあり方を踏まえた要求理由
- ・改修時期や方法について、再生計画との差異及びその要因
- ・予算化された場合に今後の財政状況へ与える影響
- ・改修による施設の利用制限など事業執行の際に生じる影響
- ・考えられるその他の手法を選択した場合のコスト比較 など